

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第122号	平成26年度宝塚市一般会計補正予算(第5号)	可決 (全員一致)	11月26日
議案第123号	平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第124号	平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第125号	平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第127号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第136号	財産(文化施設等整備事業用地)の取得について	可決 (賛成多数)	
議案第137号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
議案第141号	平成26年度宝塚市一般会計補正予算(第6号)	可決 (全員一致)	12月15日
議案第142号	平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第4号)	可決 (全員一致)	
議案第143号	平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第144号	平成26年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第145号	平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第146号	平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第147号	平成26年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第148号	宝塚市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第149号	宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	

議案第152号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	12月15日
議員提出 議案第22号	宝塚市議会議場国旗等掲揚条例の制定について	可決 (賛成多数)	11月26日
議員提出 議案第23号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否決 (賛成少数)	12月15日

## 審査の状況

### ① 平成26年11月20日 (議案審査)

- 出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之  
草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝  
三宅 浩二

### ② 平成26年11月26日 (議案審査)

- 出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之  
草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝  
三宅 浩二

### ③ 平成26年12月12日 (議案審査)

- 出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之  
草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝  
三宅 浩二

### ④ 平成26年12月15日 (議案審査)

- 出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之  
草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝  
三宅 浩二

### ⑤ 平成26年12月16日 (委員会報告書協議)

- 出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之  
草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝  
三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第122号 平成26年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）

議案の概要

平成26年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、7億7,640万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、733億2,383万円とするもの。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正を、それぞれ計上するもの。

歳出予算の主なものは、財政調整基金積立金、乳幼児等医療費助成事業、新ごみ処理施設建設基金積立金、一般市道新設改良事業を、それぞれ増額する一方、執行額の確定に伴う執行残などを減額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では社会保障・税番号制度システム整備費補助金を、県支出金では、社会福祉施設等施設整備費補助金を、繰越金では前年度からの繰越金を、市債では道路橋りょう整備事業債を、それぞれ増額する一方、県支出金では保育所等整備事業費補助金を、繰入金では財政調整基金とりくずしを、市債では共同利用施設整備事業債を、それぞれ減額しようとするもの。

繰越明許費では情報ネットワークシステム管理事業外5件を設定しようとするもの。

債務負担行為の補正では、道路施設保守管理等委託料外7件を追加しようとするもの。

地方債の補正では、廃棄物処理施設災害復旧事業債を追加するとともに宝塚ガーデンフィールズ跡地整備事業債及び道路橋りょう整備事業債の限度額をそれぞれ増額し、共同利用施設整備事業債の限度額を減額しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 乳幼児等医療費助成事業の医療費実績を自己負担割合で割り戻してみると、平成25年度と26年度の金額は横ばいか、若干減っている。2割負担が負担なしとなるため、当初から4倍の増加は見込めたであろうにもかかわらず相応の予算がないというのは、予算積算の精密性に欠けるのではないか。

答1 当初見込みより4倍の増額はよめなかった部分であった。同様に制度の拡充を行った西宮市においても、当初見込みより所要額が必要になり増額補正を行ったと聞いており、思った以上の伸びが本市に限らず見受けられたと考えている。

問2 市道1509号線の工事概要は。

答2 今年度用地買収を行い、来年度以降工事を進める。峠部分は平成28年度の新名神開通に合わせて開通したい。その他取り付け部分については平成29年度と考えているが、平成27年度の工事費として債務負担行為を設定しており、できるだけ早く工事に着手したい。

問3 本来、峠部分の道路改良には、トンネルやバイパス道路などがある。あまり頂上の高さが変わらないのなら、何のための改良工事がわからない。もう少し工夫が必要ではないか。

答3 現在の道路状況は道路勾配が最大 9.2%あるが、今回の工事により、頂上部分を下げ道路構造上の基準を満たす 8.0%以下にすることと、北側の山に切りこんで拡幅し南からの日照をふやすことで凍結を改善する。当初トンネルはどうかとの発想もあったが、いろいろな費用対効果など検証した結果、現状の工事内容となった。

問4 アルバイト賃金の増額により、総人件費としてはどうなるのか。

答4 正規職員等の欠員補充による増額であり、総人件費としては減額となる。

問5 社会保障・税番号（マイナンバー）制度によるシステム改修については、情報政策課でまとめて対応しているのか。

答5 基本的には、原課のシステムは原課で、ホストコンピューターにかかる部分は情報政策課で対応している。

問6 マイ・ポータルの時代を見据え、現在各担当課が持つシステムを将来的に一体として管理できるなら問題はないが、見解は。

答6 マイナンバー関係以外でも庁内には 200 ほどのシステムが運用されており、すべてを情報政策課で事務を担うことは困難なため、導入や調達にかかるガイドラインを将来的には作成し、コントロールしたい。

問7 ICT化に対する全庁的な組織の検討は。

答7 間もなく開始する基幹系システムの更新にあわせて、他自治体等で設置の進んでいるCIO（情報管理統括官）を設置し、CIOを中心に庁内全体のコントロールを図っていきたい。

問8 西谷にある教職員住宅の廃止時期と今後の扱いは。

答8 入居者の減と老朽化が進んでいるため、教育財産としては本年8月末で廃止。今後は普通財産として管理していくことになるが、方針は決定していない。

問9 宝塚ガーデンフィールズ跡地の取得について、市による直接取得と土地開発公社による先行取得に分けた理由は。

答9 取得費全体で15億円弱必要であり、資金計画上国費を充当する予定であるが、交付決定があったのが半分の額であったため、やむを得ない。

問10 ソリオ宝塚への貸付金の元利償却として第4駐車場の駐車料金を市の収入とし

<p>ているが、貸付金を全額回収できたらその後はどうするのか。</p> <p>答 1 0 第 4 駐車場については底地を地権者から 50 年の定期借地として借りている。ソリオ宝塚に貸すことによる家賃を、地権者への支払いに充当している。</p> <p>問 1 1 霊園管理事業における霊園返還に伴う還付金の増の理由と現在の状況は。</p> <p>答 1 1 長尾山霊園の区画返還による還付金であり、例年 12、3 件の返還があるが、今年度は既に 16 件の返還があり、さらに 4 件の返還の相談を受けている。11 月現在で総返還数は 164 区画となる。</p> <p>問 1 2 長尾山霊園の再募集をする考えは。</p> <p>答 1 2 再募集の要望があることは聞いているが、現在すみれ墓苑も募集中であることから、すみれ墓苑との両立をめざし、どういったことができるのか検討中である。</p>	
自由討議	なし
討 論	
<p>(賛成討論)</p> <p>討論 1 議案第 136 号との絡みもあり、ガーデンフィールズ跡地の取得についての議論もできていない。利活用の内容もまだまだこれからである中、補正予算が先に提出され判断がしづらい。枠取りをしているということで、今後の協議の進行によって留保や検討をするなどを視野に入れなければならないと指摘しておく。</p> <p>討論 2 議案第 136 号や職員給与の件が明らかになっていない中で、補正予算が出てきたことに対して、留保するなり思案を含めながら補正予算の執行を慎重に行ってほしい。</p>	
審査結果	可決 (全員一致)

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第123号 平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、1,924万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、255億8,804万5千円とし、繰越明許費を計上するもの。</p> <p>歳出予算は、一般管理事業において社会保障・税番号制度対応システム改修等委託料を増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、職員給与費等繰入金を増額しようとするもの。</p> <p>繰越明許費では一般管理事業を設定しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	社会保障・税番号制度対応システム改修等委託料の財源内訳は。
答1	国庫補助金で3分の2補助があり、一般会計の歳入として処理している。3分の1は交付税として措置されると聞いている。
問2	今回の1千900万円余の補正予算で、システム改修費が全て賄えるのか。
答2	平成27年度以降も予算措置が必要。
<b>自由討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第124号 平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、7,419万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、165億3,935万1千円とし、債務負担行為を計上するもの。</p> <p>歳出予算の主なものは、一般管理事業において介護保険システム法改正対応業務委託料を、高額介護サービス等給付事業において高額介護サービス費を、それぞれ増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、国庫支出金では介護給付費負担金を、繰入金では介護給付費準備基金とりくずしを、それぞれ増額しようとするもの。</p> <p>債務負担行為では、高額介護サービス費支給決定通知印字業務委託料及び介護保険料納付書等印字業務委託料を設定しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
<p>問1 高額介護サービス費等の実績が、平成24年度と比べ平成25年度は2,000件程度増加しているが、原因と今後の見込みは。</p> <p>答1 増加の原因は、高齢者人口の増とそれに伴う利用者の増によるもの。今後も高齢者人口は増加の見込みであり、利用者も相当数増加すると考えている。</p>	
<b>自由討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第125号 平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)
<b>議案の概要</b>	<p>平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、9,434万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、34億9,994万7千円とするもの。</p> <p>歳出予算は、後期高齢者医療広域連合納付金を増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。</p>
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	なし
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第127号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
平成28年度を初年度とする、第5次宝塚市総合計画後期基本計画の策定に当たり、宝塚市総合計画審議会を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b> 総合計画審議会の委員構成と今後のスケジュールについて	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	委員構成について従来との違いは。
答1	人数は前回の56人から41人と減ったが、大きな理由としては議員が含まれないため。それ以外は、公募市民や市内団体等多少の増減はあるが大きくは変わっていない。
問2	今回は職員が多く参加していると聞いたが。
答2	庁内検討会に48名の職員が参画。総合計画検討市民会議にも出席し、施策の現状課題の確認や市民委員に対する説明などを行っている。今後、審議会に入っても続ける予定。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第136号 財産（文化施設等整備事業用地）の取得について

**議案の概要**

宝塚ガーデンフィールズ跡地について、緑をはじめとする現在の良好な環境を活用し、新たな宝塚文化を創造していく場となるよう、文化芸術を中心とした機能を有する施設を整備するため、当該跡地の区画整理後の土地の一部を阪急電鉄株式会社から取得しようとするもの。

- ・取得する土地の総面積 … 7,326.79 m<sup>2</sup>
- ・総取得金額 … 14億7,268万4,790円並びに市土地開発公社が先行取得した日から市が取得する日までの利息及び事務費相当額
- ・取得方法 … 総面積のうち3,933.00 m<sup>2</sup>は市が7億9,053万3千円で直接取得し、3,393.79 m<sup>2</sup>は市土地開発公社において6億8,215万1,790円で先行取得し、平成27年度に市が公社から取得する。

**論 点** 具体的に整備計画がない時点で、取得を決めることの是非について

**<質疑の概要>**

問1 第1回有識者検討会における意見交換のテーマと、どのような意見がでたのか。

答1 基本コンセプトを大きなテーマとし、拠点や庭園の考え方について意見交換を行った。地域の魅力施設ではなくグローバルな観点の施設であるべきではないかといった意見や、検討資料として提出した基本方針の庁内集約について、盛り込みすぎではないかとの指摘もあった。

問2 基本コンセプトの中に、宿泊を伴うような集客についてのことがうたわれていない。検討の余地は。

答2 検討会では、何を作るかという検討と同じくらいどう運営していくかが大事だという意見があった。より産業の振興につなげていくようにしたい。

問3 検討会では、運営の手法まで意見が出てくるのか。

答3 運営の手法までは難しいが、基本方針への意見もたくさんいただきたいと考えている。

問4 何の削減の努力もなく大きな買い物を買うだけ買うのでは、市全体の財政運営にもかかわることであり、将来に対して遺恨を残すのではないか。

答4 新規プロジェクトや大きな政策決定をするときには大きな財源が必要となり、財政見通しが重要。財源の確保については人件費と比較考慮するものではなく、基金の活用や地方債残高が減っているかなど本市の全体の方向を見て検討するものと考え

えている。

問5 手塚治虫記念館の成り立ちをもう一度考える必要がある。もともとずっと広い建物を希望していたが、阪急の協力が得られず堤防敷にせり出す形で無理やり建てられたもの。マンガの神様といわれる手塚治虫氏を、宝塚市としてどう位置づけるのか。

また、宝塚歌劇は阪急が作った文化であり、経済波及効果を考えなければならない。文化創造館も歌劇の殿堂の影響があるだろうが、今後どうするのか。手塚治虫記念館との連携を念頭に置くべきでは。

答5 当時は漫画文化の認識が低く、行政が個人の漫画家の記念館を作る初めての試みであり、今般の流れを作ったと自負している。国もマンガ・アニメをサブカルチャーとして認識を高めている。

拠点施設と手塚治虫記念館、文化創造館の3つのコア施設と2つの公園を核とし、一体化した集客施設を考えていきたい。

問6 基本方針検討資料にある駐車場用地の検討は。

答6 駐車場は当該地の一部と文化創造館の駐車場を持って対応し、少なくとも大型バス1台分としているが意思決定はこれからである。

問7 ミュージアムショップを手塚治虫記念館の外に移すとあるが、記念館に入らなくてもグッズが購入できるとあれば、リピーターが激減するのでは。

答7 現在は、企画展に合わせた新しいグッズを買い求めるための来館者もいるが、缶バッチ一つ買うのに入館せずにもっと気軽に購入したいとの声も聞いている。空いたショップのスペースを利用して、企画展を広げて充実するなど来館者の増を図りたい。

問8 集客施設としては狭すぎる。末広公園の2番目を作るぐらいの気持ちでいかなければならない。市が集客を狙ってうまくいったことがない。

答8 公共施設なので、民間のように施設単体で収益を上げるのは難しい。全体とした経済効果を考えている。

問9 取得金額が14億7,200万円余、平米単価は20万1千円とのことだが、周辺の路線価はどうなっているのか。

答9 平成25年度の路線価は、手塚治虫記念館前の市道武庫川通り線が16万5千円、市道604号線が12万5千円、国道176号線が19万円、明石神戸宝塚線が17万円であった。

## 自由討議

委員A 税負担はここまでであれば民間に任せてもいいといった判断も必要。基本方針にはいろいろと必要だ、マストだというのが多すぎる。必要な事項を上げていくことは重要だが、専門家に取捨選択してもらうことが必要であり、このままの状態ではしんどい。議論して方向性を明確にしないと議会として応援しにくい。

委員B 基本方針を見る限りでは、抱いている感覚は同じではないかと感じるが、全部をどう融合させるかが難しい。ビジョンをはっきりさせる必要があり、今後の絞り込みに期待したい。

この場所を買ってほしいと思った市民はたくさんいる。市が取得しなければ高層マンションの建設が予定されていた。乱開発を防ぐ、まちなかの緑を残すといった意味では正しい判断だった。中にどういう施設を作るかというのは、いろいろと意見があるところだと思う。まだまだ議論が必要だと考えるが、土地を取得するという判断は進める必要がある。

委員C 財源を考えずに大きな買い物をするのがそもそも疑問。削減の努力が見えないままの購入は認めがたい。

委員B 削減は必要だと考えるが、今回上程が取りざたされている職員給与の議案は人事院勧告に従うものであり、この議案の判断とは別ではないか。削減に対する全体の姿勢は必要だが、人件費の削減ができないならこの議案も賛成できないということにはならない。

## 質 疑

問10 この議案が否決された場合の影響は。

答10 現在組合施行による区画整理事業が進行中。財源は保留地の処分であり、保留地を市が取得することが前提となっている。執行できなくなると、地権者と民間開発事業者には迷惑がかかる。

また、この土地の取得については国へも要望活動なりを行っており、執行できなくなると国との信頼関係が悪化することも考えられる。

問11 14億7千万円余りの取得額への評価は。

答11 平米単価20万1千円は適正だと認識している。一般的には路線価イコール適正価格ではなく、路線価を25%割り増しする簡便法を用いている。今回取得する土地はトータルで約9千平米、平米単価に割り戻すと16万円余り。土地の鑑定額も20万1千円と鑑定されている。

## 討 論

### (反対討論)

討論1 魅力アップに税をかけることは間違いではないが、宝塚市に限らず今まで本当の魅力アップにつながっていない例が多々ある。すべてが税金なしでは行えないが、範囲は明確にすべきであり、税金で賄うべきかどうか判断したうえで購入すべき。

討論2 厳しい財政状況の中で立て続けに大きな買い物するには身を切る努力が必要。経営感覚の欠如を感じる。

### (賛成討論)

討論3 もともと取得の方針を判断したのは、観光宝塚の顔である部分の土地をマンションだらけにしないという意思の表れであり、取得しないという判断はできない。街の形が変わってしまう影響は大きい。人件費を引き合いに出すのは適切ではない。それは別の議論をすべきであり、給与のあり方が適正かどうかを議論すべきであると考えている。

討論4 取得の方針に基づいて進めてきたことであり、反対はしない。集客施設にもなりえないし、日本で唯一の手塚治虫記念館も黒字にできない宝塚市の経営感覚では無理がある。民間のノウハウをしっかりと使って、魅力あるエリアにすべきと考えており、あえて賛成する。

**審査結果** 可決 (賛成多数 賛成6人、反対2人)

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第137号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

平成26年5月23日に発生した交通事故に対する損害賠償の額を176万7,985円に決定しようとするもの。

論 点 公用車による事故について

<質疑の概要>

問1 本件事故が発生した交差点には左折レーンがあるが、事故発生場所は左折レーンの手前か、それとも左折レーンの中か。

答1 当該交差点において、事故を起こした公用車が左折レーンに移るときに後方への注意が不十分であったため、後方から直進してきた原動機付自転車が転倒したものである。

問2 通常であれば、左折車は左折レーンに移る前に方向指示器を出すので、後続車はそれを見て事故を回避するはずだが、回避できなかったということは、事故を起こした公用車が方向指示器を出さなかったか、出してすぐに左折レーンに入ったということか。

答2 左折しようとするときは、交差点の30メートル手前か左折レーンに移る3秒前に方向指示器を出すことになっているが、事故を起こした公用車は後方確認を十分せずに方向指示器を出してすぐに左折レーンに侵入しようとしたため、事故が起こった。

問3 本件事故は、職員が最低限の交通ルールを守れなかったために起こった事故といえるか。

答3 そのとおりである。

問4 職員に対して交通ルールを守ることの徹底は、どのようにしているか。

答4 指定運転者を対象に、現職の警察官を講師に招いて安全運転者講習会を年2回実施している。

問5 公用車を運転する職員は、交通ルールを守りながら模範となる運転をすることが必要であると考えているか。

答5 例年、安全運転管理者の講習会を開催しているが、今年度は急遽6月に安全運転管理者の会議を開き、本件事故の概要も配付するなどして、安全運転に努めるよう周知した。また、同月に作成した「職員の綱紀の保持及び服務規律の確保のための

行動基準」においても、公務内外を問わず交通法規の遵守及び交通事故の防止については徹底するよう周知に努めている。

問6 相手方に損害賠償金を支払うための手続きはどのようになっているのか。

答6 現在、本市は全国市有物件災害共済会と総合契約を締結しており、補償の交渉から賠償金額の決定及びその支払いまで、すべて保険会社が行っている。本件事故については議会の議決の留保が付いているため、議決をいただいた上で共済会から相手方に直接損害賠償金が支払われる。

問7 職員が人身事故を起こし相手方が亡くなった場合や重篤な傷害を負った場合は、職員に対してどのような処分があるのか。

答7 宝塚市懲戒処分の指針によると、人身事故に対しては、「人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。」また、「人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。」となっている。

問8 交通事故を繰り返す職員に対しては、どのような指導を行っているのか。

答8 基本的には指定運転者の指定を外して運転業務に就かせないようにする。

問9 事故の件数を減らすための目標値はあるか。

答9 具体的な数値目標は設けていないが、前年度の事故件数よりも減らしていくこと、又はここ数年間で減少傾向にしていくことを目標としている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第141号 平成26年度宝塚市一般会計補正予算（第6号）	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成26年度宝塚市一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,698万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ733億9,081万3千円としようとするもの。</p> <p>歳出予算は、人件費について、平成26年度人事院勧告に準じて、本年4月1日から職員給与、自動車使用に係る通勤手当を引き上げるとともに、本年12月期の勤勉手当の支給月数を引き上げることにより増額する一方、職員構成の変動等に伴い減額しようとするもので、あわせて、人件費の補正に伴う特別会計への繰出金を補正しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、財政調整基金とりくずしを増額しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第142号 平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,047万8千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ255億7,756万7千円としようとするもの。</p> <p>歳出予算は、総務費において、人件費を、平成26年度の給与改定に伴い増額する一方、職員構成の変動等に伴い減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、繰入金において、職員給与費等繰入金を減額しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第143号 平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第1号）
<b>議案の概要</b>	<p>平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ70万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億1,640万3千円としようとするもの。</p> <p>歳出予算は、診療施設費において、人件費を、平成26年度の給与改定に伴い増額する一方、業務減等に伴い減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、繰入金において、一般会計からの繰入金を増額しようとするもの。</p>
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	なし
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第144号 平成26年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第1号）	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成26年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ86万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億816万1千円としようとするもの。</p> <p>歳出予算は、業務勘定支出において、平成26年度の給与改定及び業務増等に伴い、人件費を増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、業務勘定収入において、一般会計からの繰入金を増額しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第145号 平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,415万6千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ165億2,519万5千円としようとするもの。</p> <p>歳出予算は、総務費において、人件費を、平成26年度の給与改定に伴い増額する一方、職員構成の変動等に伴い減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、繰入金において、職員給与費等繰入金を減額しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第146号 平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ205万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ35億200万3千円としようとするもの。</p> <p>歳出予算は、総務費において、平成26年度の給与改定及び職員構成の変動等に伴い、人件費を増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、繰入金において、職員給与費等繰入金を増額しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第147号 平成26年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算(第2号)	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成26年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額から、それぞれ291万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億9,772万円としようとするもの。</p> <p>歳出予算は、墓苑管理費において、平成26年度の給与改定及び業務増等に伴い人件費を増額する一方、予備費を減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、繰越金において、前年度からの繰越金を減額しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第148号 宝塚市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案の概要

職員が、仕事などで一定期間外国に滞在する配偶者と生活を共にするため、職員としての身分を保有しつつ、3年を上限として休業することができる配偶者同行休業制度を新設するため、条例を制定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 副業の解釈について、休業中無給とのことだが、職務専念義務の取り扱いはどうなっているのか。

答1 身分は確保されているため地方公務員法上の営利企業等の従事制限はかかる。営利企業等への従事については許可制であり、届け出が必要であるが、届け出があれば認めていくとの国の方針も出ていることから、本市もその方向で考えている。

問2 市長の裁量の範囲ということか。

答2 そのとおりである。

問3 条例制定のメリットと目的についての見解は。

答3 本市の職員が、ワーク・ライフ・バランスの中で、配偶者に同行することに伴い退職することも考えられる。退職することなく、身分を確保したまま同行できることになることで、職員に有益な制度と考えている。

問4 他市の制定状況は。

答4 芦屋市が本年6月に、兵庫県が本年7月に制定済みであり、伊丹市と三田市については来年4月施行と聞いている。

問5 同行しなければならない理由とは。

答5 同行するかどうかはそれぞれの家庭の判断による選択。一般的な事由として、海外への転勤等を挙げている。

問6 共働き家庭が今後ふえていくだろう中で、期待される民間への波及効果は。

答6 具体的な仕組みの連動はないが、労働環境に配慮した仕組みをまず国なり地方公共団体で導入することによって民間への波及効果を狙っている。

問7 芦屋市では6月に条例制定に至った中で、12月定例会に上程された理由は。

答7 市職労との協議が今回整ったことにより上程に至った。

問8 市職労の反応は。

答8 基本的には歓迎のスタンスだが、取得することによる他の職員に対する影響などについても議論となった。

問9 条文の中に、「申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で」とあるが、在籍する職場によっては取得が認められないなど取り扱いに差はあるのか。

答9 現在勤務評定も行っている中で、成績が低い場合などは審査の対象となると思うが、基本的には申請があれば認められるものについては認めていこうという考え方である。

問10 休業したまま退職することがないように、制度をどう担保するのか。

答10 拘束力はないが、一定期間職務復帰後就労する見込みを持って申請を認めていくものとしている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第149号 宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	次世代育成の観点から、仕事と育児の両立を支援するため、職員が職務から完全に離れることなく育児を行うことができるよう、短時間勤務を認める育児短時間勤務制度を導入するため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	<p>問1 現在の育休の取得人数と復帰率は。</p> <p>答1 平成25年度は43人が取得、全員女性である。また、取得後はほぼ100%復帰している。</p> <p>問2 男女共同参画社会を目指していくうえでも、男性も取得しやすいような啓発や指導が必要では。</p> <p>答2 制度の活用についての周知は行っているが、やはり休業中は無給であることが大きなネックとなっているのではないかと。在籍する職場の理解も必要であり、今後も男性も取得しやすいよう啓発、周知していきたい。</p> <p>問3 法の趣旨に沿った形で、市独自の取り組みなどを盛り込むことができるのか。</p> <p>答3 法に基づく制度で、ほかの自治体との均衡もある。程度にもよるが、市独自の取り組みを盛り込むのは難しいと考えている。</p>
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回(12月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第152号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本年8月の人事院勧告に準じて、一般職の職員の給料を本年4月1日から平均で0.3%引き上げ、自動車使用に係る通勤手当を距離区分に応じて、100円から7,100円、引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を0.15箇月引き上げるため、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の主な内容は、まず、給料表については、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定し、行政職給料表では平均0.3%、消防職給料表では平均で0.4%、医療職給料表(一)では平均で0.2%、医療職給料表(二)では平均で0.6%引き上げるもの。

勤勉手当の支給月数の引き上げについては、再任用職員以外の職員に対する本年12月期の支給月数を現行0.675箇月から0.15箇月引き上げ、0.825箇月にするもので、2015年度以降については6月期、12月期をそれぞれ0.75箇月とするもの。

再任用職員に対する本年12月期の支給月数を現行0.325箇月から0.05箇月引き上げ、0.375箇月にするもので、2015年度以降については6月期、12月期をそれぞれ0.35箇月とするもの。

論 点 人事院勧告の受け止め方について

<質疑の概要>

問1 資料で提出された財政見通し(対前回策定比較)において、平成26年3月における投資的経費等は平成27年度で29億1,100万円、平成28年度で29億1,400万円であったのが、同年10月においては、平成27年度及び平成28年度のいずれも27億円に減額されたのはなぜか。

答1 3月の時点では消費税の影響分を考慮していたが、10月は消費税の影響を考慮しないで、固定で27億円としたため。

問2 表中の投資的経費等には、どういう性質のものが含まれているのか。

答2 財政見通しを立てる段階においては、投資的経費等とは実施計画の財源ということであり、実施計画に伴う経費の一般財源ベースの上限額と考えている。

その中には投資的経費のほか臨時的な経費も含んでおり、それを27億円の一般財源で賄っていこうというものである。

問3 27億円を上回る投資的経費は出せないということであれば、足らなくなったときの対策は考えられているのか。

答3 基本的に27億円というのは目安であり、これを上回らないように事業の進捗調整や財源確保を行うこととしている。ただ、特別な事業があったような場合においては、財政調整基金を活用するなどの事例がある。

問4 本市に財政規律のようなものはあるか。

答4 宝塚市行財政運営アクションプランの中で財政運営については、財政健全化に向けた取り組みということで、数値目標を掲げている。また、財政4指標や、その他大きな影響のある基金や地方債の残高を指標に掲げながら規律を守っていかうと考えている。

その前提として、歳入に見合った歳出ということで、単年度の黒字を目標とすることを本市の財政規律としてがんばっているところである。

問5 補正額としては約6,400万円の増額と説明があったが、実際に職員給与が増額される影響額はいくらか。

答5 増減を差し引きした今回の補正額は6,412万7千円の増となっており、その内、人事院勧告に伴う給料の増額分は約1億5,200万円となっている。

問6 今回の人事院勧告は前後半に分かれており、前半部分は平成26年4月に遡って給与月額を0.3%引き上げ、ボーナスを0.15月分引き上げる。後半部分は、平成27年4月より給与体系そのものの総合的な見直しが予定され、それとともに、地域手当等の各種手当も改定をしていくとのこと。これらを一体的に審査するべきと考えるが、なぜ、この時期に前半部分のみを提出しなければならなかったのか。

答6 人事院勧告の内容については、地方公務員の労働基本権が一定の制約がある中で、誠実に対応するよという国の通知もあることから平成26年4月からの適用分については、労使交渉を踏まえて今回提案をし、平成27年度分については、改めて労使交渉を踏まえて提案をさせていただきたい。

問7 改めての提案というのは、次の3月市議会と理解してよいか。

答7 そのように予定している。

問8 本市において、今までに人事院勧告に基づかない判断をしたことはあるか。

答8 震災直後の平成7年度において、人事院勧告に従わずに給与改定を見送った例があるが、この時でも、平成8年度に平成7年度分を加えた給与改定を行った。

問9 他市においても、震災のような特別な事情がない限り人事院勧告に基づいた判断をしていると理解してよいか。

答9 人事院勧告の基本的な部分については、そのとおりである。

問 1 0 本市職員の平均給与額が国家公務員の平均給与額を上回っている理由はなにか。

答 1 0 給与実態調査の特に国ベースで言うと、大きな理由として本市は係長級の職員に管理職手当として加給金を支給しているが、他団体で係長級の職員に管理職手当を支給しているところは少ないため、その分が膨らんでいる。

問 1 1 本市の場合は、係長級の職員に支給している管理職手当が高いためと理解してよいか。

答 1 1 管理職手当自体が高いというわけではなく、本来、時間外勤務手当として支給すべき金額が管理職手当として給与実態調査に算定されているため、他団体と差が出てしまっていると考える。

問 1 2 係長級以外の職員の平均給与額では、他団体とそれほど差はないのか。

答 1 2 基本的には国に準拠した給料表となっているので、個々で見るとそれほど大きな差はないと考えている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議員提出議案第22号 宝塚市議会議場国旗等掲揚条例の制定について
<b>議案の概要</b>
宝塚市議会議場に国旗及び市旗を掲揚することを規定する条例を制定するもの。
<b>論 点</b> 条例制定の必要性について
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
問1 なぜ、条例なのか。
答1 議場に国旗及び市旗を掲揚することは、議会改革の一案として一部の会派が提案したものであり、会派代表者会で議論を重ねたが全会派一致に至らず、結論を得ることができなかつたため、議員間の協議の中で議案として提出することとした。
問2 条例には強制力があると考えているが、そのことをどのように理解しているか。
答2 一般論として、条例なので一定の強制力はあると思うが、本条例の強制力の対象は議会であり、市民ではないと理解している。
問3 以前、提案者は市のすべての公共施設に国旗及び市旗を掲揚することを提案したが、今回は議場だけとした理由は何か。
答3 以前は、対象が市の公共施設であつたため最初から条例として提案したが、今回は、当初議会の中での議論の対象としたため議場とした。
問4 議場に国旗がなければならないのか。
答4 国旗がなければ議論ができないというものではないが、公的な機関において国旗等を掲揚するということはごく自然なことであり、国の象徴である国旗と市の象徴である市旗の下で、国民のための議論、市民のための議論を行うというのが議場のスタイルとしてふさわしいと考える。
問5 国旗に関しては市民の中にもいろいろな考えがあると思うが、それについてはどのように整理しているのか。
答5 「日の丸」に対して拒否反応を示している方が市民の中にもいるだろうということは認識している。現在、法律で国旗は日の丸であると定められてはいるが、仮に国旗が日の丸でなくなったとしても、それが国旗である以上は掲げるべきだと考えている。
問6 宝塚市議会が行ってきた議会改革は全員一致を原則としており、ある案件について、たとえ一会派でもだめだと言えばそれ以上は進めてこなかつたという経過があ

る。だからといって、一会派が自らの主張を通すために、同じ案件について条例を提案したことは、これまでなかったという認識でよいか。

答6 会派代表者が全員一致を旨としていることは理解している。

問7 今回の条例提案は、今までの議会改革の流れと明らかに異なることについて、どのように考えるか。

答7 会派代表者会では、できれば全員一致という方向でまとめようとしていたことは理解してほしい。条例を無理やり提出したのではなく、議論の中で、まとまらないのであれば議案として出せばいいのではないかという提案を受けて提出したものである。

問8 今まで、議会改革や議会の運営に関することについては全員一致で決めてきたというのがすべての議員の認識だと思う。それに反する提案があったら従わないべきではなかったか。

答8 すべての会派の代表者が出席している中での提案であったので、条例をすることについては、全員が了解はしていなかったとしても理解はしていたと考える。

問9 今回の条例提案が、過去から全員一致を旨としてきた議会改革に与える影響をどのように考えるか。

答9 本件については、いろいろな提案の方法を検討した上で、それぞれの立場の議員が議論しやすい形として条例提案をしたものあり、これが悪い前例となりそうなきは、そういった経緯があったということで説明ができると考える。

自由討議 なし

## 討 論

### (反対討論)

討論1 国旗及び国歌に関する法律を制定するに当たり、当時の内閣総理大臣は国旗の掲揚を強制しないと言っていることから、強制力を伴う条例化には反対する。

また、日の丸を掲げるということについても、戦前の皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱として用いられたということは否定しがたく、特にアジアの人々に対して悪しき印象を与える。この2点から、本議案には反対する。

### (賛成討論)

討論2 提案者は、数で押し切ろうとする態度はとらず、できるだけ調整しようとしていた。また、提案理由や質疑の中で、強制力については議場に限っていることを確認しており、国旗及び市旗の下で議論をするのが議場のスタイルとしてふさわしいとの説明もあった。

議会は市民のための議論をする場なので、いろいろな考えや感覚を持った市民がいることを理解した上で、そういった市民にも十分配慮しながら、今後検討を進めていきたいと考えており、その上で反対までは考えておらず、消極的だが賛成する。

**審査結果** 可決（賛成多数 賛成 7 人、反対 1 人）

平成26年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議員提出議案第23号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本市の財政状況は来年度以降も厳しさが予想されるため、財源確保策の一助として平成26年12月31日までの間実施している職員給与の削減措置を1年間延長し、平成27年12月31日までとするもの。

論 点 人事院勧告の受け止め方について

<質疑の概要>

問1 職員給与削減の継続を1年間とした理由は。

答1 公共施設の更新など市が取り組むべき課題が多いが、現在の市の厳しい財政状況下では財源確保は困難な状況である。財源確保のため、職員給与の抜本的な見直しを市長に求めてきたが、いまだに何らの提案も行われていない。アベノミクスによる民間給与への効果が表れていない中、このまま放置しては市の姿勢が疑われるおそれがあり1年間の継続を提案した。

問2 公共施設の更新ができる財源が確保できればよいのか。職員給与をどの程度削減するのが適切と考えているのか。

答2 公共施設の更新もその一つであるがそれだけではない。市税収入の下がる傾向にあり、いろんな意味で財政状況は厳しい。市では、さまざまな行財政改革に取り組んできており後は職員人件費の改革しか残っていない。市長は職員給与を聖域としないと述べられており、具体的な提案をしていただきたかった。具体的な数値の提案は控える。

問3 国は、国家公務員の給与削減と同様の削減を地方にも求めたが、地方ではすでに給与削減に取り組んできた実績があることから、地方6団体は削減に反対してきた。国は、地方が削減しない場合に地方交付税額を削減する措置をとり、その結果、同等額を捻出するため職員給与を減額したもの。議員提出議案にある減額の延長は根拠がない。人事院勧告に伴う職員給与増額に賛成しながら、人事院勧告とは関係のない削減を継続するのは筋がとおらない。

答3 人事院勧告に基づいた結果が今の状況を生んでおり、それでは改革は進められない。根本的な改革を促すための手段として職員給与削減の継続を提案したもの。

問4 宝塚市の職員給与が高いという認識の根拠は。

答4 地方公務員の給与実態調査で、宝塚市は、平成24年度が全国第1位、平成25年

度は第2位となっている。

問5 具体的に、同じ経験年数、同じ役職の職員同士での比較はされているか。

答5 そのような調査は必要がないと考えている。一番高いことで十分と考える。

問6 自治体により給与制度は違い、年齢構成により結果が違ってくる。平均給与額の数字だけでは比較できない。(当局へ)給与の傾向は。

答6 職員の平均年齢が高ければ基本給与は高くなり、新規職員の採用を抑制すれば平均年齢は高くなる。都市型の自治体では賃貸入居が多く、住居手当は高くなる傾向がある。国の給与に準拠しており、宝塚市が突出した状況にはない。

問7 議案の提出にあたり、市人事とは協議をされたか。

答7 市の考えは一般質問で答弁を頂いており、協議はしていない。

問8 議員が継続を提案している職員給与の削減措置は、3・17 東北大震災の復興支援のためのもの。財源不足は国との関係で生じたものであり、全く性格の違う話である。市の大型事業の財源確保のため、この減額措置を継続することに違和感はないのか。

答8 市長は、職員給与の抜本的な見直しを行うとしながらいまだに提案されない。現実的な方法として削減の延長を提案した。

問9 職員の給与改革を聖域としないとしている市長の対応に対する気持ちは理解できるが、議会での議論が必要ではないか。

答9 そのとおりである。市長から早く提案されるよう促していた。今削減されている給与が元に戻り、また削減されるのは職員には気の毒であり、継続を提案した。

問10 NTN跡地やガーデンフィールズ跡地など市の財産取得議案や予算、決算に賛成しておきながら、そのツケを職員に押しつけ、職員給与の削減継続を提案するのは筋が通らない。給与の抜本改革を進めないのは市長であり、経営者の責任。

答10 提案は市長が行い議会が判断するもの。市長が提案されないから議員提案をした。何かをやらないと市民は納得しない。筋の話は理解できない。

問11 市長がやらないなら、市長の責任を問う方法は他にいくらでもある。市長給与の削減や市長退職金の削減も提案できる。市長の責任を職員に転嫁するのはとんでもないこと。今回の人事院勧告の給与増額に反対するならまだしも、この議案には賛成をされている。

答11 職員が働きやすくすることは必要だが、市長が改革すると言ったことをやらな

いから議員提案をしたもの。現実的な思いから提案している。

問 1 2 市長は、給与の抜本改革をどこで約束をしたのか。

答 1 2 新聞記事に掲載されている。

自由討議 なし

## 討 論

### (反対討論)

討論 1 市長の責任を追及する方法は他にもある。職員の生活への視点が全くなく、市長の責任を職員に転嫁し、職員の給与削減を継続するのはよくない。

討論 2 市の財源不足に対する具体性がない。全国の職員の平均給与を根拠としているが、一人一人の職員の給与の状況は突出したものにはなっていない。職員に責任を転嫁する議員提案はお粗末である。

討論 3 職員給与の削減には反対する立場ではないが、地域手当の削減など他の方法で対応すべきであり、今回の職員給与の削減延長は賛成できない。

### (賛成討論)

討論 4 財源不足が見込まれる中、市は職員給与の抜本的な見直しを約束していたにもかかわらず提案がなかった。現実的な対応であり、財源確保の一助となる。

討論 5 人件費については、他市と比較して高い部分もあり、係長級のほうが課長級や副課長級より給与が高い逆転現象が生じている。本来、その財源は市民サービスの向上にあてるべきもの。そういったところを考えると、職員の給与削減の1年間延長は必要である。

審査結果 否決 (賛成少数 賛成 2 人、反対 6 人)